

農事組合法人 あさひ 運営規定

平成 18 年 12 月 3 日

(目的)

第 1 条 農事組合法人 あさひ（以下、「組合」という）の運営業務については、この規定に定めるところによる。

(運営業務)

第 2 条 この組合が行う運営業務については次のとおりとする。

- 1 作業は組合員及び家族の協力を得ておこなうものとする。
- 2 消費者に信頼の得られる安全安心な高品質米生産を行う。そのため、栽培履歴の公表を行う。
- 3 集落の農業の担い手として、周辺集落において計画的に農用地の利用権設定や農作業受託等により農地を集積し規模拡大を図る。
- 4 当面、田植え作業のみを共同で行うが、機械施設を装備し、水稻基幹作業を組合で行い、コスト低減、農作業効率の向上を図り、収益の向上を目指す。

(組合組織)

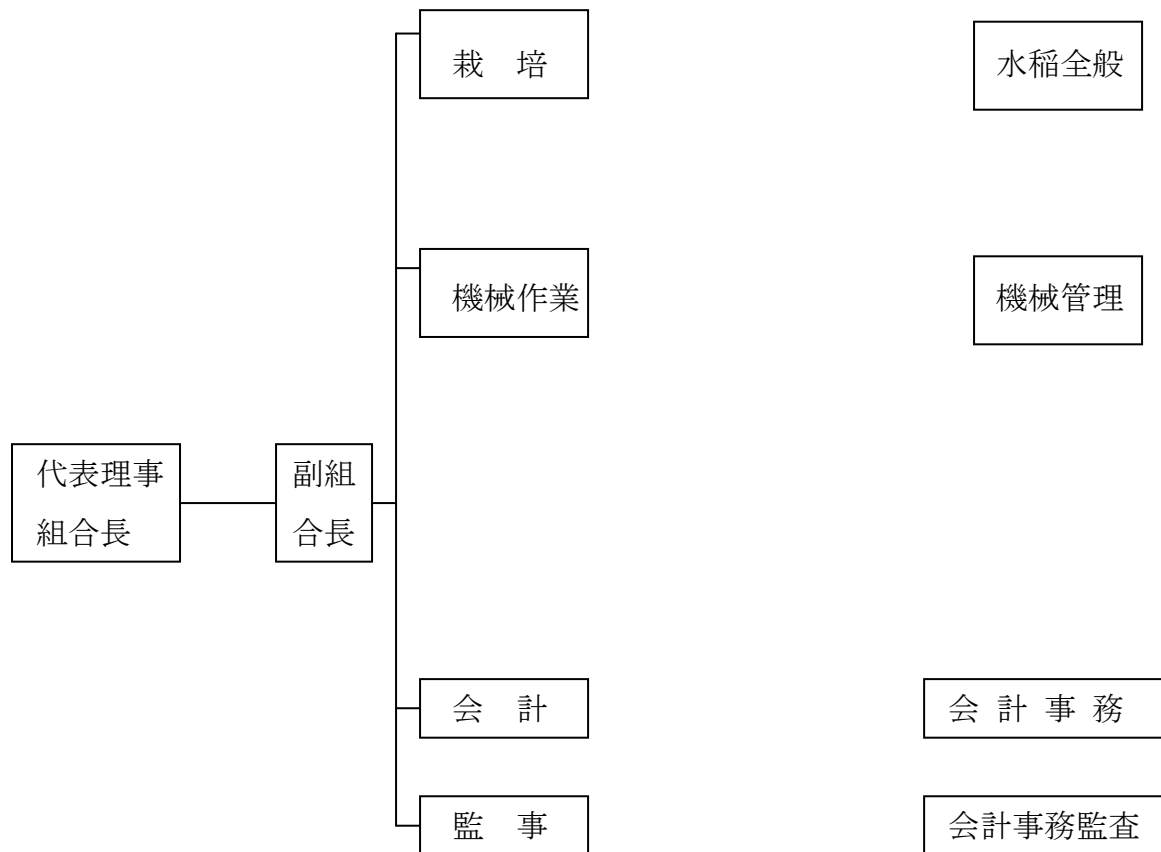
第 3 条 事業年度計画（案）の作成は組合役員（理事）が行うが、事業年度計画は総会に諮り決定するものとする。

第 4 条 役員（理事）は、各役割の業務の遂行にあたるものとし、組合員においては、理事の指示により業務にあたるものとする。

第 5 条 計画に従い業務を遂行するが細部においては各部の部長の判断に委ねることとする。

(組合組織図)

第6条 組合役員の役割分担は、次のようにする。



(管理作業)

第7条 水田管理については地主に委託する。

2 草刈作業については、次のとおりとする。

- ① 草刈作業回数は、上期（6月末日までとする）3回 下期（11月末日までとする）3回とし年間6回草刈作業を行うこととする。
- ② 草刈作業時間については、水田面積並びに個々の機械性能等により時間差が生じるが正反田と認められる水田においてはその作業時間を一律する。
- ③ 水田面積などを勘案し正反田と認められない水田については、役員会において協議し作業時間を決定する。

3 水管理については、次のとおりとする

水管理については、年間労働日数から換算して上期 20 日、下期 10 日、合計 30 日とするが、その作業時間については役員会において協議し決定する。

4 その他作業については、次のとおりとする。

その他作業については、各部より指示することとし部長は、作業内容・出役者名および作業時間を記帳し組合に報告すること。

(作業受託)

第 8 条 農用地利用規定による組合耕地外からの農作業受委託の申出があった場合には、役員会で作業内容を協議・検討し受託することとする。

(作業受託料金)

第 9 条 受託料金については、新潟市農業委員会発行の農作業労働賃金等の標準額に準ずる。

(小作料)

第 10 条 組合が支払う小作料はコシヒカリ 2.5 俵（概算払い価格）とする。

2 黒鳥地区全体で統一したルールができた場合には、それに準ずる。

3 小作料の支払いは、年 1 回とし 11 月末日までに支払うものとする。

(役員報酬及び労働賃金)

第 11 条 役員の報酬及び作業労働賃金については、次のように定める。

2 役員報酬 役員報酬のほか作業労働賃金を受ける。

代表理事	(1 名)	5 万 円
副組合長	(1 名)	2 万 円
会 計	(1 名)	5 万 円
理 事	(2 名)	2 万 円
監 事	(1 名)	2 万 円

3 作業労働賃金は、日単位とする。

作業従事者	1 日（8 時間）	10,000 円
-------	-----------	----------

（その他）

第 1 2 条 その他必要な事項は、役員会及び総会で決め、加除訂正する。

本規定はH 1 9． 1 設立登記完了の後、効力を生じるものとする